

国際機構法シラバス

教授 濱本 正太郎

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp>

hamamoto@law.kyoto-u.ac.jp

講義目標

プロセスとしての international organization（国際社会の組織化）と被造物としての international organization（国際機構）との法的意義を検討することを通じて、国際関係を法的に把握する力を獲得する。

より具体的には、以下を目標とする。

- 主権国家という独立した構成員からなる全体集合（国際社会）において、どのようにして・どの程度組織化された秩序を構成しているのか、法的な観点から理解する。
- 国連・ILO・WTO・EU・ASEAN などの国際機構の構成および活動について、法的な観点から説明できるようになる。
- 調べて得られる情報を基に自らの意見を構築し、講義における議論への参加を通じて、自らの意見を効果的に伝達する方法を身につける。

講義の進め方

予習と教室内での議論とからなる。復習はそれぞれのやり方に委ねる。

毎回、予習課題をウェブサイトに掲載する。講義に出てくるまでに予習課題に取り組み、その過程で疑問が生じた場合は、予習課題に示された参考文献やネットで調べて、それでも解決できない疑問を明確にしておく。

講義時間は、予習課題やその他の資料を読むだけでは解決できない問題につき、受講生や教員と議論を重ねることにより少しでも理解を深めるために用いられる。教室には議論に参加するために来る、という意識を持って頂きたい。

予習課題からリンクされている資料は講義で用いることが多い。タブレットや携帯などでも構わないので、講義中に参照できるようにしておくこと。

講義開始当初は、前期の学部講義のように、録音配信となる予定である。この段階では、教室に集まることがなく、同時配信でもないので、講義中に議論することができない。講義中に浮かんだ疑問は、遠慮なく e-mail で質問されたい。

注意事項

教室にて講義がなされるようになった場合、講義の録音は、いかなる理由によるものであれ、認めない。ただし、録音を PandA で配信することはあり得る。

参考文献

各回の講義に関する参考文献は、毎回の講義前にウェブサイトに掲載する予習課題に引用される。以下は、講義全般に関する参考文献である。

教科書 指定しない。必要な資料は配付（またはダウンロードを指示）する。

判例集 [国際司法裁判所](#)など国際裁判所の判決等は英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。概要を日本語で読みたい場合は、

- 薬師寺公夫ほか（編）『判例国際法（第3版）』（東信堂、2019年）
- 森川幸一ほか（編）『国際法判例百選（第3版）』（有斐閣、2021年）

が便利である。

条約集 講義で用いる条約は、英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。日本語訳を参照したい場合は、

- 浅田正彦（編）『ベーシック条約集 2022』（東信堂、2022年）
- 岩沢雄司ほか（編）『国際条約集 2022年版』（有斐閣、2022年）

のいずれかを薦める。

国際機構法に特化した日本語訳条約集として、

- 香西茂・安藤仁介（編集代表）『国際機構条約・資料集（第2版）』（東信堂、2002年）

があるが、かなり古い。

条約の探し方一般については、瀧本ウェブサイトの「[国際法・国際機構法 受講生のための学習資源](#)」を参照のこと。

参考書 [国際機構法全般](#)

- 佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005年）
- 家正治ほか（編）『国際機構〔第4版〕』（世界思想社、2009年）
- 最上敏樹『国際機構論講義』（岩波書店、2016年）
- 横田洋三（監修）『入門 国際機構』（法律文化社、2016年）
- 渡辺茂己・望月康恵（編著）『国際機構論 総合編』（国際書院、2015年）

- 吉村幸子・望月康恵（編著）『国際機構論 活動編』（国際書院、2020 年）
- Nigel D. White, *The Law of International Organisations*, 3rd ed., Manchester, Manchester University Press, 2017.
- Jan Klabbers, *An Introduction to International Organizations Law*, 4th ed., Cambridge, Cambridge University Press, 2022.
- Jan Klabbers, *Advanced Introduction to the Law of International Organizations*, Cheltenham, Elgar, 2015.
- Matthias Ruffert & Christian Watler, *Institutionalised International Law*, Oxford, Hart Publishing, 2015.
- Evelyne Lagrange & Jean-Marc Sorel, *Droit des organisations internationales*, Paris, LGDJ, 2013.
- Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, *International Institutional Law*, 6th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2018.
- Philippe Sands & Pierre Klein, *Bowett's Law of International Institutions*, 6th ed., London, Sweet & Maxwell, 2009.
- Ramses A. Wessel and Jed Odermatt eds., *Research Handbook on the European Union and International Organizations*, Cheltenham, Elgar, 2019.

政治学の観点から見た国際機構

- 山田哲也『国際機構論入門』（東京大学出版会、2018 年）
- 城山英明『国際行政論』（有斐閣、2013 年）
- 内田孟男『国際機構論』（ミネルヴァ書房、2013 年）
- 福田耕治『国際行政学（新版）』（有斐閣、2012 年）
- 庄司克宏『国際機構（新版）』（岩波書店、2021 年）
- Ian Hurd, *International Organizations*, 4th ed., Cambridge, Cambridge University Press, 2021.
- Jacob Katz Cogan et al., *The Oxford Handbook of International Organizations*, Oxford, Oxford University Press, 2016.

国連

- 藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998 年）
- Simon Chesterman et al. Eds., *The Oxford Handbook of United Nations Treaties*, Oxford, Oxford University Press, 2019.
- Thomas G. Weiss & Sam Daws, *The Oxford Handbook on the United Nations*, Oxford, Oxford University Press, 2nd ed., 2018.
- Rosalyn Higgins et al., *Oppenheim's International Law: United Nations*, Oxford, Oxford University Press, 2017.
- Benedetto Conforti & Carlo Focarelli, *The Law and Practice of the United Nations*, 5th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2016.
- Bruno Simma ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., 2 vols., Oxford, Oxford Univ.Pr., 2012.
- Robert Kolb, *Introduction au droit des Nations Unies*, Bâle, Helbing Lichtenhahn, 2008.（一部につき英訳あり。Robert Kolb, *An Introduction to the Law of the United Nations*, Oxford, Hart, 2010.）
- Jean-Pierre Cot & Alain Pellet, sous la direction de, *La Charte des Nations Unies : Commentaire article par article*, 3^e éd., 2 tomes, Paris, Economica, 2005.

国際法

- 酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011 年)

辞典

[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照

その他参考文献

文献資料の探し方一般について、[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照のこと。

主要な国際機構一覧

外務省 [国際機関](#)

講義計画

第 1 部 国際機構法萌芽期

第 2 部 国際機構法総論

第 3 部 ヨーロッパ連合——地域統合の一例

第 4 部 国際機構の活動分野

- 講義では、以下に示す問題を中心に扱う。1つの項目に複数のコマを宛てることもあり得る。
- 毎回の講義の前に、予習課題をウェブサイトに掲載する。予習課題は、当該回に扱う問題について基本的予備情報を提供するものであり、さらに考えを深める手がかりとなる参考文献も示す。

第 1 部 国際機構法萌芽期

1. 国際機構前史 背景・機能・法的地位

- 会議体制とは
- 国際行政連合は何のために設立されたか
- 国際河川委員会 ドナウ川河川委員会勧告的意見
- 日本の参加

2. 第一次世界大戦の戦後処理——国際連盟・ILO

- なぜ必要とされたか

- 機構的構造
 - 法人格に関する議論
3. 国際機構法の誕生 国連損害賠償勧告的意見
- 国連構想・憲章起草過程
 - 国際機構が「国際法人格」を有するとはどういうことか
 - 国際機構が国際法人格を有する根拠・条件は
 - 第三国との関係 ICC ロヒンギャ決定

第 2 部 国際機構法総論

1. 参加

- 構成員資格 国連加盟勧告的意見、国連加盟総会権限勧告的意見
- 構成員 国際機構の構成員としての国際機構 EU の扱い
- 構成員の代表 中国代表権問題
- 構成員の地位の承継 セルビアの地位
 - 武力行使合法性先決的抗弁判決
 - ジェノサイド条約適用（ボスニア）本案判決
 - ジェノサイド条約適用（クロアチア）先決的抗弁判決
- 構成員ではない者の参加 パレスティナ・NGO
- 構成員と設立条約当事者とが異なる場合 国際農業研究センターコンソシアム機構

2. 権限 設立文書に書かれていないことをすることができるか

- 委譲理論
- 黙示的権限 損害賠償勧告的意見・国連行政裁判所判決の効果勧告的意見
- 有効性の推定と限界 ある種の経費勧告的意見
- 権限踰越の場合 WHO 核兵器勧告的意見
- 国際機構設立文書の解釈 当該機構の実行の意義

3. 内部構造・意思決定過程

- 機関(organ)と機構(organization)との違い UNCTAD, UNIDO,...
- 国際公務員の手続的身分保障 国際行政裁判所
- 「内部法」 理論と実務的問題
- 多数決 多様な多数決制度それぞれの根拠
- コンセンサスの意義

4. 規範定立

- opt-out 可能な拘束的規範 WHO, ICAO
- 安保理による拘束的決定（およびそれに基づく決定）
- 安保理による「立法」
- 勧告 「国連総会決議は非拘束的である」ことの意味
- 条約作成の「場」

5. 財政

- 拠出金のあり方 国際機構ごとの比較
- 拠出金不支払いへの対応
- 自己収入
- 民間からの支援とその危険性

6. 責任（1）——「国際機構の」責任

- 問題のありか Nissan 判決 第一審から第三審までのぶれ
- 判断の変遷
 - Behrami/Saramati 判決
 - 2つの Al-Jedda 判決
 - Nuhanović 判決
 - スレブレニツァの母判決（対オランダ）
- 国連国際法委員会 国際機構国家責任条文の立場
- そもそも論 国際機構が国際法に拘束されるのはなぜか

7. 責任（2）——国際機構に関する構成国の責任

- 国際機構に授権した国家の責任 Matthews 判決
- 国際機構が定立する拘束的規範を履行する国家の責任
 - Bosphorus 判決
 - Kadi 判決
 - Sayadi 見解
 - Nada 判決

8. 紛争処理（1）——国際機構と構成国との紛争

- 勧告的意見
 - IMCO 海上安全委員会の構成
 - WHO とエジプトとの間の協定解釈
 - Mazilu/Cumaraswamy

- 仲裁 国連本部協定の解釈適用
- 国際金融機構における手続
- 国家間訴訟
 - ICAO 理事会の権限
 - Lockerbie
- 「見張りを見張るのは誰か」問題
 - ICTY: Tadić 判決
 - Lockerbie 事件へのアフリカ諸国の対応
 - ICC とアフリカ諸国

9. 紛争処理（2）——国際機構と私人との紛争

- 裁判 Tadić
- 仲裁 BIS 株主
- 不服申立制度 世界銀行 Inspection Panel の性格付け
- 手続がない場合 国連平和維持活動により私人に生じた損害

10. 紛争処理（3）——国内法上の手続を利用する際の問題 免除

- 免除の根拠 国家免除との異同
- 国内裁判管轄権からの免除 国連大学事件
- 裁判を受ける権利と免除
 - Wait 判決
 - WEU 判決
 - アフリカ開発銀行判決
 - スレブレニツァの母（対国連）判決
- 免除を認める国の責任 フランスにおける新傾向

11. 脱退・消滅

- 脱退 インドネシアの国連脱退、Brexit
- 消滅と承継 設立文書に規定のない場合 国際連盟
- 休眠状態にある国際機構の地位 KEDO
- 国際機構の民営化 INTELSAT, INMALSAT

12. 国際機構に類似する存在

- 条約事務局
- 国際公企業
- 半官半民組織

- どのような場合に国際機構と「類似する存在」が選択されるのか

第3部 ヨーロッパ連合——地域統合の一例

1. 統合の経緯および機構的構造

- 国際機構でも国家でもない sui generis な存在？
- 規範定立プロセス 議会・理事会・委員会
- 法適用・執行 裁判所の役割

2. EU 法の特質

- 直接適用可能性 国際法との異同
- 優越性 理論と現実

3. EU の国際関係

- 条約当事者となるのは EU か EU 構成国か
- 紛争当事者となるのは EU か EU 構成国か
- 国際関係において EU を代表するのは誰か

第4部 国際機構の活動分野

1. 保健衛生 WHO

- コロナ対策を例に
- 国際保健規則の機能
- WHO はなぜ批判されたのか

2. 経済——通商 (1) WTO 全体構造・各機関の役割

- WTO 以前 GATT の法的性質
- WTO 設立 なぜ国際機構が必要とされたのか
- WTO の法的構造

3. 経済——通商 (2) WTO 紛争処理制度

- なぜ紛争処理手続が必要とされたのか
- 「裁判」か？
- 紛争処理の実効性
- なぜ上級委員会が機能しなくなっているのか

4. 経済——投資 (1) 投資紛争処理の歴史的展開

- 外交的保護の限界

- 「国家契約」に基づく仲裁 PCA の対応
 - ICSID の設立 国際化・非政治化
5. 経済——投資 (2) 国際機構の役割
- 法形成 UNCITRAL
 - 紛争処理 ICSID・PCA・私的機関 (SCC など)
 - 調査研究・政策形成 UNCTAD・OECD
6. 経済——金融
- IMF の機能変遷
 - 銀行としての国際機構 IBRD・IFC・IDA・地域的金融機構
 - 「法」形成 BCBS・IOSCO・IAIS なぜ厳密な意味で「法」でないのか
7. 環境——国際機構の役割
- 地球環境に関する議論の場としての国連
 - 国連主要機関の役割
 - UNEP
 - 国連専門機関
 - ISA
8. 環境——条約当事国会合
- 条約当事国会合の具体的機能
 - なぜ国際機構にしないのか
9. 刑事——ニュルンベルク軍事裁判・極東軍事裁判
- 設立経緯
 - 権限の根拠
 - 裁判所の法的地位
10. 刑事——アドホック刑事裁判所
- 安保理決議による設立 法的根拠と批判 ICTY・ICTR
 - 混合裁判所における国際機構の役割 SCSL・ECCC
11. 刑事——ICC
- なぜ国際機構として設立したのか
 - ICC の権限の根拠をめぐる議論

- ICC と第三国との関係

第 5 部 まとめ

1. 本講義全体のまとめ

以上